



コゲラ

# SAITAMA 精神保健福祉だより



〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2

- ・埼玉県メンタルヘルスセンター  
(埼玉県立精神保健福祉センター) TEL 048-723-3333 (代表) FAX 048-723-1550  
ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/b0606/index.html>
- ・埼玉県立精神医療センター TEL 048-723-1111 (代表) FAX 048-723-1550  
ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp/seishin-c/>

## CONTENTS

- 1 埼玉県メンタルヘルスセンターについて ..... 1  
埼玉県メンタルヘルスセンター(埼玉県立精神保健福祉センター)長 関口 隆一
- 2 公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会50周年について ..... 1  
企画広報担当
- 3 (1) わが国の薬物乱用防止対策について ..... 2  
埼玉県立精神医療センター 依存症治療研究部長 和田 清  
(2) 薬物乱用の撲滅に向けて  
一埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例を制定一 ..... 6  
埼玉県保健医療部薬務課
- 4 イベント情報・インフォメーション ..... 7  
企画広報担当

No.86  
平成27年8月

※当たよりは、埼玉県メンタルヘルスセンターのホームページから、全文ダウンロードできます。是非、ご利用ください。(http://www.pref.saitama.lg.jp/b0606/tayori/index.html)

## 1 埼玉県メンタルヘルスセンターとお呼びください

埼玉県メンタルヘルスセンター(埼玉県立精神保健福祉センター)長 関口 隆一

最近、「メンタルヘルス」という言葉をよく見聞きするようになりました。皆さまにますます身近な存在でありたいという願いをこめて、私どもは、馴染み深くなってきたこの言葉を掲げた「埼玉県メンタルヘルスセンター」という通称を用いることにいたしました。平成27年4月から県民の皆さまや関係機関・団体等への周知を始めております。なお、正式名称はこれまでと同様、「埼玉県立精神保健福祉センター」に変わりはありません。

埼玉県メンタルヘルスセンターは、今後も埼玉県立精神医療センターとの密接な連携の

と、精神科医療へのアクセス支援、精神疾患がある方々へのリハビリテーション、自殺や依存症等対策関連事業や職場、学校、災害時等、様々な場面におけるサポーター・メンタルヘルスから、健常者も障害がある方も包括した全ての人におけるこころの健康増進を目指すポジティブ・メンタルヘルスまでをカバーする、埼玉県における包括的な精神保健福祉の総合技術センターとして全力を尽くしてまいります。皆さまにはこれまでと変わらぬご指導・ご鞭撻を賜りたく、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## 2 公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会が 設立50周年を迎えました

企画広報担当

公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会(以下、協会とする)は、本県における精神保健福祉の推進を図るため、埼玉県メンタルヘルスセンター(埼玉県立精神保健福祉センター)と協力し、普及啓発として講演会の実施や出版物の作

成、精神障害者スポーツ及び芸術振興、県内精神保健福祉団体の活動への助成などを行っています。

当該協会は、社団法人埼玉県精神衛生協会を前身として昭和40年に設立され、平成10年には

埼玉県庁から精神保健福祉総合センターに事務所を移し、平成25年には公益社団法人に移行しました。

平成27年6月7日（日）に、50周年記念式典が浦和ワシントンホテルにて開催され、これまで協会の発展にご尽力された多くの方々が集まりました。功労者及び支援団体への表彰の後、記念講演として「世に棲むから地域で共に生きるまで 精神科リハビリテーション50年の変遷

～今精神保健福祉協会に期待すること～」と題し、医療法人（社団）川越同仁会川越同仁会病院名誉院長 一宮 祐子先生がご講演されました。同院が一丸となって取り組まれたリハビリテーションの実践活動についてのご報告、そして今後協会に期待する役割として、「ヒューマンネットワークの構築」との提言がありました。

記念式典に引き続き祝賀会があり、参加者が懇親を深められていました。

公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会事務局

住所 〒362-0806

北足立郡伊奈町小室818-2

埼玉県立精神保健福祉センター内

TEL/FAX：048-723-5331

E-mail：kokoro-saitama@nifty.com

ホームページ：http://homepage3.nifty.com/kokoro-saitama/



## 3 (1) わが国の薬物乱用防止対策について

埼玉県立精神医療センター 依存症治療研究部長 和田 清

### 1 はじめに

平成26年6月の「脱法ハーブ」使用者による東京・池袋での自動車運転死傷事故は、今日の薬物問題として世間を震撼させました。

今回は、この薬物問題について、そもそもわが国はどのような薬物乱用防止対策をとっているのかを紹介したいと思います。

### 2 薬物乱用防止五か年戦略について

わが国の薬物乱用防止対策は薬物乱用防止五か年戦略をその柱として進められています。現在は平成25年8月に薬物乱用対策推進会議により策定された第四次薬物乱用防止五か年戦略の下にあります。この薬物乱用対策推進会議は、図のように、内閣府特命大臣を議長とし、各大臣を副議長、構成員とする政府を挙げての組織です。簡単に言えば、薬物問題に関係するすべての省庁により構成されており、これに連動して各都道府県にも薬物乱用対策推進地方本部が

置かれ、政府、自治体が一丸となって薬物乱用防止を進めようというものです。

そもそも、この薬物乱用防止五か年戦略は平成10年5月に薬物乱用対策推進本部（本部長：内閣総理大臣）により策定された薬物乱用防止五か年戦略がその出発でした。わが国は平成7年頃から第三次覚せい剤乱用期と呼ばれるようになりましたが、その当時は外国人による変造テレホンカードの路上での販売とその販路を利用した大麻を中心とする違法薬物の路上での販売（密売と言うにはあまりにも大胆でした。）が目に見え、状況になっていました。そこで、薬物乱用対策推進本部では「第三次覚せい剤乱用期の到来に対し、その早期終息に向けて緊急に対策を講じるとともに、世界的な薬物乱用問題の解決にわが国も積極的に貢献する」ことを基本目標に掲げ、四つの目標を立てました。目標1（青少年対策）、目標2（取り締まり強化）、目標3（水際強化と国際協力）、目標4（薬物依存症対策）です（注：（ ）内は、筆者による表現）。

その後、平成15年7月には薬物乱用防止新五か年戦略として、平成20年8月には第三次薬物乱用防止五か年戦略として若干の変更を加えながらも、四つの目標が踏襲されました。

ただし、平成20年8月の第三次薬物乱用防止五か年戦略は、従来の薬物乱用対策推進本部を改組し、犯罪対策閣僚会議の下での薬物乱用対策推進会議（図）により策定された点がそれ以前のものとは形式的には異なります。この第三次薬物乱用防止五か年戦略では四つの目標自体には本質的変化はありませんが、強調すべき変化が一つあります。それは、目標の順番が平成10年、平成15年は同じだったのですが、第三次薬物乱用防止五か年戦略では、目標1（青少年対策）、目標2（薬物依存症対策）、目標3（取り締まり強化）、目標4（水際強化と国際協力）と、順番が変わったことを強調したいと思いません。第三次薬物乱用防止五か年戦略には「2. 戦略策定上の3つの視点」が明記されており、真っ先に「(1) 再乱用防止等に向けた行政機関及び民間団体の間の連携の強化」が挙げられています。

現在の第四次薬物乱用防止五か年戦略は従来の目標の（水際強化と国際協力）を二つの目標に分けたため、5つの目標立てになっています（表）。各目標の下には、関係する省庁とそこが行うべき項目が具体的に記載されており、その例として、表では目標2で厚生労働省が実施すべきと明記されている内容を紹介します。一表

### 第四次薬物乱用防止五か年戦略（平成25年8月：薬物乱用対策推進会議） 5つの目標と目標2の厚生労働省担当部分

**目標1** 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

**目標2** 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

薬物を乱用してしまった場合には、早期発見・早期対応が重要となり、薬物乱用者の状態及び

読いただきたいと思います。

いかがでしょうか？極めて重要と言おうか、当たり前と言おうか、現実的に大切なことが明記されています。

### 3 現状はどうか？－おわりにかえて－

しかし、じつは大問題があります。表の内容に異議を唱える人はほとんどいないと思いますが、実はその内容は最初に策定された薬物乱用防止五か年戦略の内容とほとんど同じだと言うことです。つまり、平成10年以降、現実にはほとんど体制の整備がなされないまま、同じ目標、同じ内容を延々と掲げ続けながら今日に至っているとと言えます。

そもそも、わが国には薬物依存症者・中毒者を診ている医療施設はどのくらいあるのでしょうか？筆者の私的調査によれば、平成21年には精神科病院が1,636施設存在したようですが、その0.2%にすぎない4施設に、全薬物関連障害患者の3.2%（462人）、全覚せい剤関連障害患者の12.4%（83人）、全それ以外の薬物関連精神障害患者の3.1%（21人）が入院していたという現実があります。その後もこの極端な医療体制の貧困は変わっていません。

薬物乱用防止五か年戦略に掲げられた内容は的を射た大切なものばかりです。せめて、毎年、その一つずつでも現実のものにしていただきたいと思うばかりです。

状況に応じた対応が必要である。その際、薬物乱用者の再乱用防止には、薬物依存症の治療と社会復帰支援は不可分であること等を踏まえる必要がある。

薬物依存症については未だ治療法が確立されていないため、各種開発研究を進めながら、その成果を関係領域に還元しつつ、現状で動員可能な対応法・社会資源の有効活用を追求して行く必要がある。

また、薬物依存症に対する治療を含めた対応・社会復帰には、関係各省庁間での連携のみならず、民間団体等との連携、薬物問題に悩む家族への支援も必要である。

このため、以下のような対策を講ずることとする。

### (1) 国内における薬物依存・中毒者の医療体制の充実

幻覚・妄想等の薬物中毒症状を呈した薬物乱用者に対して、適切な医療を提供するとともに、根本的原因となる薬物依存症自体についても適切な対処を可能とする医療体制が重要であり、以下の取組を推進する。

(治療回復プログラムの作成)

・幻覚・妄想状態を呈した乱用者に対する適切な医療の提供を引き続き推進するとともに、薬物依存症者に対する依存症治療及び回復プログラムの開発を図る。(厚生労働省)

(治療回復プログラムの普及)

・効果的と思われる薬物依存症者の治療及び回復プログラムについて、医療従事者や関係機関等への普及啓発を図る。(厚生労働省)

(民間団体・関係機関等との連携強化)

・薬物依存症者の治療及び回復のための民間団体を交えた関係諸機関によるネットワーク体制を整備する。(厚生労働省)

### (2) 薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化

薬物乱用者の薬物の再使用を防止するためには、専門的指導プログラムの実施や帰住先・就労先の確保のための支援等、刑の一部の執行猶予制度の施行も見据えた、矯正施設入所中から社会内処遇期間を経て地域移行に至るまでの一貫した継続的かつ長期的な指導・支援を充実させるとともに、関係各機関（医療機関、取締機関、行政機関等）と民間団体（自助グループ等）との緊密なネットワーク体制を構築し、円滑な社会復帰に係る支援を充実させることが重要であることから、以下の取組を推進する。

・公共職業安定所等の関係機関との連携を強化するとともに、協力雇用主等のもとでの、薬物事犯者も含めた刑務所出所者等の雇用を促進する。(法務省、厚生労働省)

(相談窓口の周知及び相談体制の充実)

・薬物乱用者が早期に相談ができるようにするための相談窓口の周知・利用促進を図るとともに、相談対応における関係機関の連携を強化する。(法務省、警察庁、厚生労働省)

・保健所、精神保健福祉センター等の相談体制を強化するため、研修等を通じて担当職員の専門性を養成する。(厚生労働省)

(民間団体・関係機関等との連携強化)

・薬物乱用者に対する支援を行っている自助グループ等の民間団体や関係機関（医療機関、取締機関、行政機関等）との連携を強化する。(法務省、厚生労働省)

・薬物依存症者からの相談内容に応じ、適切な治療・回復につながるよう、民間団体を交えた関係諸機関によるネットワーク体制を整備する。(厚生労働省)

### (3) 薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実

薬物乱用の問題への対応や薬物依存症からの回復のためには、本人への支援のみではなく、家族等による薬物乱用者への適切な対応が重要である。

薬物問題に最初に気付くのは家族などの身近な人が多いこと、長期間本人の薬物問題に巻き込まれ消耗した家族等自身のケアが必要であることから、早期発見・早期対応とともに家族等へのケアを行うため、相談窓口の周知と相談体制の充実が必要である。

家族等が地域で孤立することなく、薬物乱用・薬物依存症に関する知識を得て、適切な対処方法等について理解することが重要であり、以下のような取組を推進する。

(相談窓口の周知及び相談体制の充実)

・薬物問題に悩む家族が早期に相談が出来るようにするための相談窓口の周知・利用促進を図るとともに、相談対応における関係機関の連携を強化する。(法務省、厚生労働省)

・薬物問題に悩む家族等に対し講習会等を実施し、依存性薬物による害悪及びその対処方法並びに依存症治療を支える家族関係等、依存症についての正しい知識を付与する。(法務省、

厚生労働省)

(民間団体・関係機関等との連携強化)

- ・薬物問題に悩む家族等に対する支援を行っている自助グループ等の民間団体や関係機関(医療機関、取締機関、行政機関等)との連携を強化する。(法務省、厚生労働省)
- ・薬物依存症者の家族からの相談内容に応じ、適切な治療・回復につながるよう、民間団体を交えた関係諸機関によるネットワーク体制を整備する。(厚生労働省)

※(4)は内閣府担当部分のため省略

### (5) 薬物乱用の実態、薬物依存症の治療法等に関する研究の推進

薬物乱用の有効な対策のために、その実態を把握するための調査研究を推進していく必要がある。特に合法ハーブ等と称して販売される薬物については、新たな類似物質が次々と出現していることから、これらへの対策のために新たな薬物を迅速に把握するとともに、その使用の実態を把握することが必要不可欠となっている。また、薬物依存症に対する治療法開発は世界的重要な課題であるが、治療法開発のためには基礎的な研究も重要である。さらに、再乱用防止の推進のため、社会復帰のための新たな対応策等

に関する調査研究を推進していく必要がある。

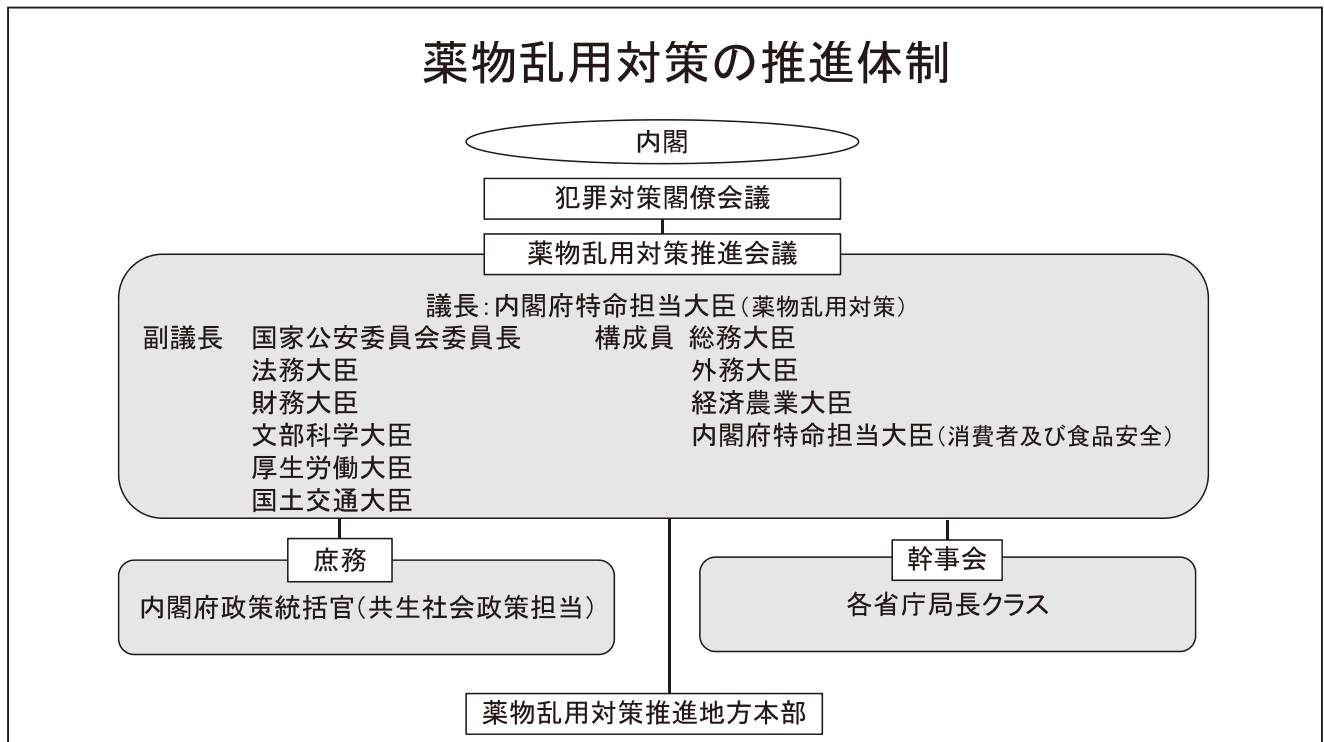
- ・薬物依存のメカニズムや慢性神経毒性に関する基礎的研究、薬物乱用
- ・依存の疫学的研究、薬物乱用・依存に関する意識・実態調査、薬物依存・中毒者に対する医療の在り方に関する研究等を推進する。(厚生労働省)
- ・合法ハーブ等と称して販売される薬物に含まれる成分の同定、分析法の開発に関する研究を推進する。(厚生労働省)
- ・全国の精神科医療機関の協力の下、各施設を受診した薬物依存・中毒者の事例等、依存性薬物に関する情報の収集、分析、評価を行う。(厚生労働省)

**目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化**

**目標4 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止**

**目標5 薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進**

図



# 3 (2) 薬物乱用の撲滅に向けて —埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例を制定—

埼玉県保健医療部薬務課

## 1 はじめに

大麻、覚醒剤や次々に現れる危険ドラッグなどの薬物の乱用による深刻な健康被害や悲惨な事故が社会問題となっています。

埼玉県は薬物乱用の危害から県民を守り、安心して暮らすことができる社会を実現するため、薬物の撲滅、依存症患者の回復支援などの施策を盛り込んだ条例を平成27年3月17日に公布しました（完全施行5月1日）。

## 2 条例の主な内容

### (1) 知事指定薬物の指定

危険ドラッグとなる薬物は、法律により規制していますが、次々に新しい薬物が現れるため規制が十分に追いついていません。

そのため、この条例によりいち早く薬物を知事指定薬物として指定し、製造・販売・所持等を禁止することにより、県民を薬物の魔の手から守ります。

### (2) 立入調査

県や警察の職員が、知事指定薬物を取り扱う場所に立入調査を行えるよう定めました。このことにより効果的・効率的に監視指導を行います。

### (3) 薬物依存症からの回復支援

関係機関・団体と連携し相談・治療体制の整備に取り組みます。このことにより依存症からの回復を支援していきます。

### (4) 県・県民等の責務

県の責務として薬物乱用防止の施策を総合的かつ計画的に推進することを定めました。

また、県民の責務として薬物に関する知識と理解を深め、薬物乱用防止に努めることを定めました。

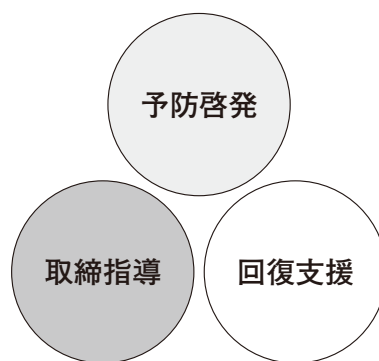
さらに、不動産業を営む者の責務として薬

物乱用防止の施策への協力を定めました。

## 3 薬物乱用対策推進計画の策定

条例に基づき薬物乱用防止に関する次の施策を推進するため、「埼玉県薬物乱用対策推進計画」の策定を進めています。

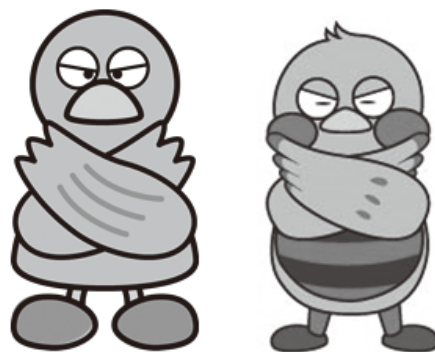
この計画に基づき、関係機関と関係団体が丸となって施策の推進に取り組んでいきます。



## 4 おわりに

薬物乱用への入り口は日常生活のすぐ近くにあります。自分だけでなく周囲の人の人生までも一瞬で狂わせるのが薬物乱用です。

薬物には絶対に手を出さないでください。



薬物乱用は  
「ダメ。ゼッタイ。」

# イベント情報

## ◆こころの健康講座

『こころと眠りのふかーい関係

～ストレス社会を生き抜くための快眠術とこころのケア～』

講師：岡島 義<sup>いさ</sup>氏〔早稲田大学人間科学学術院（助教）・睡眠総合ケアクリニック代々木（臨床心理士）〕

眠りとこころの健康には、深い関係があります。「不眠症についての認知行動アプローチ」を専門としている講師をお招きし、お話を伺います。

日時：平成27年10月31日（土） 13時30分～16時15分

会場：北本市文化センター

・住所：北本市本町1-2-1

定員：150名 要申込※

共催：北本市、公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会、埼玉県メンタルヘルスセンター

後援：埼玉県鴻巣保健所

※お申込み方法：北本市健康づくり課へ、お電話でお申し込みください。

（北本市健康づくり課：電話 048-594-5544）

申し込み締め切り：平成27年10月23日（金）とさせていただきます。

## ◆SAITAMA心の健康フェスティバルIN越谷

『子どものスマホ依存への対応』

講師：中山 秀紀氏〔独立行政法人 国立病院機構 久里浜医療センター ネット依存治療研究部門 医師〕

近年話題となっている「スマホ依存」や「ネット依存」について、専門医がわかりやすく解説します。

日時：平成27年12月13日（日） 13時30分～16時

会場：越谷市中央市民会館劇場（定員332名 申込不要・先着順）

・住所：越谷市越ヶ谷4-1-1

・問い合わせ：越谷市保健所 精神保健支援室（電話 048-963-9214）

共催：越谷市、公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会、埼玉県メンタルヘルスセンター



## ◆平成27年度彩の国ふれあいピック 秋季大会

来年開催される「希望郷いわて国体」で公開競技として実施されることになったグラウンド・ゴルフ。高度な技術を必要とせず、ルールも簡単なので、初めての方でもすぐに取り組めます。自由参加種目ですので、事前申込は不要です。お気軽にご参加下さい。

日時：平成27年9月27日（日）

開会式 9時30分

競技開始 10時30分（昼休み 12時～13時15分）

競技終了 15時

会場：熊谷スポーツ文化公園 補助陸上競技場

・住所：熊谷市上川上300

主催：埼玉県・埼玉県教育委員会・公益財団法人埼玉県体育協会・

一般社団法人埼玉県障害者スポーツ協会

問い合わせ：公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会（電話：048-723-5331）



## ◆第1回 ココロのあおぞら音楽祭

精神科医療機関や障害福祉サービス事業所を利用されている方々が奏でる、素晴らしい音楽をぜひ聴きに来てください。

日時：平成27年11月27日（金）

開場 12時（予定）

開演 12時30分（予定）

会場：プラザノース ホール

・住所：さいたま市北区宮原町1-852-1

主催：公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会

後援：さいたま市

問い合わせ：公益社団法人埼玉県精神保健福祉協会（電話：048-723-5331）

## インフォメーション

### 越谷市保健所が開設されました

越谷市が中核市に移行し、越谷市保健所が業務を開始しました。

なお精神保健業務については、

**精神保健支援室（越谷市役所第三庁舎1階）**にて行っています。

越谷市民の

- ・こころの不調や病気に関すること
  - ・精神的不安や悩みで生活に支障がある
  - ・専門の医療機関への受診について
- などのご相談に対応します。



越谷市保健所精神保健支援室

住所：越谷市越ヶ谷4-2-1 市役所第3庁舎1階 電話 048-963-9214

FAX 048-963-9171

[http://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi/kenko/hokenjo/seishin/koshigaya\\_contents\\_201549.html](http://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi/kenko/hokenjo/seishin/koshigaya_contents_201549.html)